

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

当時、私はA市B町の県営住宅に住んでおり、町内の婦人会の集金係と思われる方が国民年金保険料の集金に毎月来られていたと記憶している。

転居による集金係の交代が何回か重なって、国民年金保険料を集金されないことがあり、市役所から未納通知が来ることがあったが、その都度、自ら市役所に出向いて納付していたと記憶しており、3か月間の未納期間があることについては納得できない。

近所に住んでいた当時の方々の消息は不明であり、保険料納付の事実を証言できる人はいないが、申立期間について国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、昭和61年度以降、国民年金被保険者種別変更の届出をその都度適切に行っている上、すべての国民年金被保険者期間について国民年金保険料を納付しており、年金制度及び国民年金保険料の納付に対する意識は相当高かったことがうかがえる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、婚姻から現在までA市及びC市に居住していたことが確認でき、A市及び社会保険庁が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿等においては、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされている一方、C市が保管する国民年金被保険者台帳においては、申立期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年5月から44年3月まで
② 昭和45年3月

申立期間①については、母親から成人式のお祝いに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いていたが、社会保険庁の記録は納付済みとなっていない。

申立期間②については、A市が保管する国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されているのに社会保険庁の記録は納付済みとなっていない。

調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親は既に他界しており、申立人の国民年金保険料の納付に関する具体的な状況が確認できない上、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見いだすことができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、国民年金の新規資格取得年月日が、昭和44年4月1日と記載されている上、B社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、C町（現在は、D市）から進達された申立人に係る国民年金被保険者資格取得届が同年5月16日に受け付けられており、C町において同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年5月19日に国民年金手帳が送付されていることが確認できるほか、国民年金被保険者台帳の備考欄に「旧台なし」との記載があり、それ以前の申立人に係る

国民年金被保険者台帳が存在しないことが確認できることから、申立人が申立期間①において国民年金へ加入し、国民年金保険料を納付したとする事情はうかがえない。

さらに、申立期間①当時の申立人の住所地であるE市において申立人に係る記録が確認できないことから、申立期間①当時は国民年金の未加入期間であり、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人の国民年金保険料は、B社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳、D市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立期間②後に転居したF市が保管する国民年金被保険者名簿の各記録においては未納となっている（申立期間②当時の住所地であるG市の国民年金被保険者名簿は現存しない。）ものの、その後転居したA市が保管する国民年金被保険者名簿においては納付済みと記録されていることが確認できることから行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の国民年金保険料は、昭和44年4月に国民年金の資格を取得してから48年4月1日に厚生年金保険の資格を取得するまで、申立期間②を除いて納付済みとなっており、申立期間②のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

昭和 59 年 3 月に専門学校を卒業した後、同年 4 月に A 市に帰ってきて結婚した。学生時代は国民年金に加入していなかったが、A 市で戸別訪問の人に勧められ、妻と一緒に 20 歳までさかのぼって加入したところ、二人分の納付書が送られてきたので、妻が B 信用金庫の口座から預金を引き出して、二人分の国民年金保険料をまとめて支払った。妻の記録は納付済みとなっているのに私の記録は未納とされているが、妻の保険料と一緒に支払っているのでは、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 年 9 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、申立人の妻及び同居していた申立人の両親も国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、平成 11 年 5 月以降、申立人及びその妻は共に国民年金基金に加入しており、国民年金保険料の納付意識が高い家庭であったことがうかがわれる。

加えて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻は、A 市が保管している納付記録によると、昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料 10 万 1,280 円を同年 7 月 25 日に一括納付していることが確認できるが、申立人の国民年金手帳の払出日は同年 7 月 11 日であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を妻と同様に同年 7 月 25 日に一括して過年度納付することは可能であった上、妻名義口座の「取引明細書」から、

同年7月17日に申立人の申立期間の国民年金保険料11万1,720円を含む二人分の国民年金保険料納付に必要な25万320円を上回る54万円が引き出されていることが確認できる。

このほか、申立期間当時は、申立人及びその妻は申立人の実家でその両親と同居して事業所の開業準備を進めていた時期であり、国民年金の加入もほぼ同時で、昭和59年8月以降、同一日に納付していることが確認できるなど、二人分の保険料を一緒に納付したとの申立てに格別の不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月1日から37年12月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日、資格喪失日に係る記録を37年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月ごろから37年12月ごろまで
昭和35年4月ごろからA社で正社員として勤務していた期間について、厚生年金保険料が給料から引かれていたことを覚えており、厚生年金保険被保険者期間になっていないのは納得がいかない。給与明細書などの記録は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚の証言及び申立人の申立内容から、申立人は申立期間において同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社に同時期に入社した同僚4人にはいずれも、厚生年金保険が適用されていることが確認できるうえ、申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚について、厚生年金保険が適用されていることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社し、同じ業務に従事していた同僚は、「申立人が厚生年金保険に加入してもらえなかった理由は無いと思う。」と証言している。

なお、A社における同僚の厚生年金保険の適用時期について調査したところ、同事業所は5か月間の試用期間後に適用していた状況が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月

から 37 年 11 月までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の業務に従事していた同僚の昭和 35 年 9 月の標準報酬月額が 6,000 円であることから、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者名簿の健康保険の番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 9 月から 37 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和42年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月20日から43年2月1日まで

昭和42年11月1日に株式会社Aに入社し、勤務を開始した。当時、雇用保険の失業給付を受給中であったため、当該給付の受給終了後の同月20日付けで正式に入社し、厚生年金保険の資格を取得しているはずである。

しかし、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和43年2月1日となっている。

厚生年金保険料が控除されている当時の給与明細を証拠書類として添付するので、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した約1年分の給与明細書は、いずれも給与から厚生年金保険料が控除されており、控除額から判断して、申立期間が属する昭和42年から43年にかけて作成されたものであることが推認できる。各給与明細書には、何月分かを示す記載が無いが、標準報酬月額及び住民税額の改定時期から判断して、申立期間のものが含まれている可能性がある。

また、申立人は「昭和42年11月1日に入社し、失業給付の受給が終了した20日付けで正式に入社した。」と主張しているところ、株式会社Aが提出した人事記録によると、昭和42年11月1日付けで申立人が入社したと記載されており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

さらに、当時の同僚は「申立人は総務課長として入社した。当時、株式会社Aでは正社員はすべて入社と同時に厚生年金保険に加入させており、試用期間も無かった。」と供述している上、申立人が記憶している同僚3人の資格取得時期をみると、入社時又は株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所となった際に資格取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人が43年2月1日に株式会社Aにおいて厚生年金保険資格を取得した時の標準報酬月額が4万5,000円であることから、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支局における資格取得日の記録を昭和20年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から同年12月1日まで

私の夫は、C社D支局からA社B支局へ事業所名称が変更になって、厚生年金保険の加入期間がその間1か月の空白期間があるが、引き続き働いていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年2月21日にC社D支局に入社し、同支局が厚生年金保険の適用事業所となった19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、C社の解散により20年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した1か月後の同年12月1日にA社B支局において厚生年金保険被保険者の資格を取得したものとなっているが、A社が保管している申立人の「職員カード」の職歴欄に、「19・7・15 カラ 20・11・30 マデ応召」との記載がある。

A社は、昭和20年10月31日に解散したC社の事業部門を引き継いで同年11月1日に設立された事業所であり、同社の35年史(昭和56年刊)によると、同社はC社時代の本社屋や従業員を引き継いで発足したことが記録されており、事業の継続性が認められる。

また、申立人が在籍していたC社D支局及びA社B支局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、C社からA社に移った複数の同僚の厚生年金保険記録は、C社の解散、A社の設立を通じて継続しており、厚生年金保険の記録の面からも両社の事業には継続性があったことが確認できる。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年10月1日以降にも応召期間が確認できた申立人及び同僚のE氏の厚生年金保険の記録から、同社では応召期間について厚生年金保険被保険者としての取扱いが行われていたことが確認できる。

一方、A社が設立された昭和20年11月1日以降に応召解除となった申立人及び19年7月から応召となり、解除時期が不明の同僚のF氏の同社での資格取得日は20年12月1日と記録されていることから、応召期間の扱いについて事業主に確認したところ、同社から「応召期間はA社の在籍期間と考えている。」との回答が得られたところである。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B支局に継続して勤務し、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和20年12月1日の人事カードから俸給月額が80円と記録されていることから、同年11月1日の標準報酬月額を80円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年10月まで

昭和36年に国民年金の説明会があり、A市役所B出張所で加入手続をし、国民年金保険料については、同年4月から38年3月までは同出張所へ、同年4月から同年7月までは婦人会の集金で納めた。

昭和38年8月にC町（現在は、A市）へ転居した後は保険料を納めていなかったが、47年3月に夫の父が亡くなってA市の実家に戻った後、同年10月に同市役所からハガキで国民年金保険料の未納の通知があり、B出張所に行き、1万9,000円ぐらいをかなり無理して納付した。その際、義妹も未納期間があったためか、国民年金保険料を納めに行ったと思う。

65歳になり年金請求手続をしてこの期間の納付記録が無いことを知った。領収書等は無く、国民年金手帳も紛失したが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年7月までの期間の国民年金保険料について、A市役所B出張所及び婦人会の集金において納付していたと申し立てているが、納付場所に係る記憶は明確でないほか、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は47年11月1日に国民年金に任意加入し、同日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いなど、ほかに申立人が申立期間において国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付した事情も見当たらないことから、未加入期間である当該

期間について、同出張所及び婦人会の集金において納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 47 年 10 月に A 市役所から国民年金保険料の未納の通知があり、B 出張所において、1 万 9,000 円ぐらいを納付したと申し立てているが、47 年 10 月当時は特例納付を実施しておらず、市役所が 2 年以上さかのぼった期間に係る未納保険料の納付勧奨を行っていたとは考え難く、不合理であるほか、申立期間は国民年金の任意加入期間であることから、制度上、国民年金に加入する前である申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から43年3月まで

私は、国民年金が老後生活安定の一助として絶対必要であると認識しており、制度発足と同時に加入した。

私の本籍地であり、申立期間当時に居住していたA町（現在は、B市）では、婦人会の活動で国民年金保険料の集金をし、支部長がA町C支所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料の未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の未納期間は、申立期間前後の近接する期間を併せて61か月と長期間である。

また、申立人は、A町に居住していた期間に婦人会において国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が昭和38年10月にD町からA町に転居した後の婦人会において国民年金保険料の納付を始めた時期に関する記憶が曖昧であり、A町に居住していた期間のうち、36年4月から38年3月までの期間及び43年5月から46年3月までの期間についての国民年金保険料が納付済みとなっていることから、当該期間の国民年金保険料を納付した記憶と錯誤している可能性を否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことは確認できるものの、当該婦人会の関係者から申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する証言を得ることができなかつた上、当該婦人会における申立期間の国民年金保険料の収納状況が分かる関係資料は保管されておらず、申立期間当時の国

民年金保険料の納付に関する具体的な状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
前就職先を退職後、1日も休むことなく昭和 47 年 6 月から A 株式会社
に就職した。当時、私は 3 人の子供を扶養していたので、5 か月間も就職
していないということは考えられない。
申立期間は、A 株式会社
に正社員として勤務していた記憶があるので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の役員及び同僚の証言並びに雇用保険の加入記録（昭和 47 年 7 月 24 日から 48 年 6 月 6 日まで）から、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A 株式会社
が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 11 月 1 日であることが確認できる上、申立人と同時期に勤務したとする同僚も厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、いずれも同社が厚生年金保険の適用事業所となった日である。

また、A 株式会社は昭和 52 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、人事記録等の関連資料は入手できないものの、申立期間当時の代表取締役から、「設立当初からの従業員に係る厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 47 年 11 月 1 日となっている点から、同日以前に会社として厚生年金保険の加入手続をしていなかったものと考えられる。」との証言が得られ、申立期間に申立人の上司であった B 氏から、「昭和 47 年 2 月ごろから A 株式会社 C 営業所は業務を開始したが、事務体制が整わず、社会保険の加入手続が遅れ、厚生年金保険の加入は同年 10 月ごろとなった。加入手続前は厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」との証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。